

環境活動・イベント等助成要綱

(目的)

第1条 佐賀県「ストップ温暖化」県民運動推進会議（以下「推進会議」という。）は、本県の豊かであるおいのある環境を保全し、環境に対する負荷を低減する脱炭素社会の実現を目的に、県民や県内の団体等が「ストップ温暖化」県民運動の推進活動を実施するに当たり、その経費の一部を助成する。

(助成対象となる活動)

第2条 助成対象となる活動は、環境問題に関する講演会、研修会、講座、野外観察会、環境学習を伴う野外活動、イベント等とし、主なテーマは、脱炭素、気候変動、環境保全、自然保護、SDGs、環境美化、環境教育、リサイクル、省資源等に関するもので、環境に関する意識の高揚、普及啓発、実践活動の促進等を目的に開催されるもので、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地球温暖化対策に寄与すると認められるもの
- (2) 参加者が、概ね30名以上を対象に開催されるもの
- (3) 県民を対象に、県内において実施されるもの
- (4) 政治、宗教、営利の目的以外で実施されるもの

(助成対象者)

第3条 助成対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 県内在住者又は県内に通勤、通学する者
- (2) 県内に事務所等を有し、主たる活動を県内で行っている団体

(助成の制限)

第4条 同年度内における助成は、1団体あたり1回に限る。

- 2 前年度当該助成を受けて事業を実施した団体に対する助成は原則不可とする。
ただし、申請件数が、助成予定件数に満たない場合は、この限りではない。

(対象経費及び助成額)

第5条 推進会議は、第2条の活動を実施した主催者に対し、予算の範囲内において、その経費を助成する。その対象経費及び助成金額の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

主催者	市町またはその委託先	県民（団体・企業・個人）
助成金額	上限10万円×4地区	上限8万円×5団体
対象経費	講師謝金・講師旅費 通信費（案内発送料等） 使用料（会場費や機材費等） ※食糧費は対象外。ただし熱中症対策の水分等補給目的の場合は対象 ※資格取得等に関する経費は対象外	

※主催団体に属する職員に対する人件費は対象外

(助成申請)

第6条 経費の助成を希望する主催者は、推進会議会長が別に定める期日までに、活動計画書(様式1)及び収支予算書(様式2)を提出するものとする。

2 助成申請があつてから、当該申請にかかる助成金の交付内定をするまでに、通常要すべき標準的な期間は20日とする。

(実績報告)

第7条 主催者は、活動の終了後10日以内又は、当該年度の1月末日(ただし、休日または祝日である場合はその前日)のいずれか早い日までに、実績報告書(様式3)、収支決算書(様式4)及びその他必要な書類を推進会議会長あてに提出するものとし、推進会議会長は、その内容を審査のうえ、助成金交付の採否を決定し、主催者に通知するものとする。

(事務局)

第8条 この要綱に関する事務は、推進会議事務局において行う。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月11日から施行する。